# 設計等の業務に関する報告書の作成・提出の手引



令和5年5月 兵庫県まちづくり部建築指導課

# 目次

1	設計等の業務に関する報告書 概要・・・・・・・・・・1
	本制度の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・1
	○提出時期・・・・・・・・・・・・・・・・2
	○提出先・・・・・・・・・・・・・・・・・2
	○提出様式・・・・・・・・・・・・・・・・・2
	○提出が必要な書類・・・・・・・・・・・・・・3
	○罰則等・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
	○よくある質問・・・・・・・・・・・・・・5
2	
	○第一面・・・・・・・・・・・・・・・・8
	○第二面・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
	○第三面・・・・・・・・・・・・・・・・・1!
	○第四面・・・・・・・・・・・・・・・・17
	○第五面・・・・・・・・・・・・・・・・19
3	
	○提出方法・・・・・・・・・・・・・・・・22
4	問合せ先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29

#### 1 設計等の業務に関する報告書 概要

平成17年の構造計算書偽装事件を受けて、建築士法(昭和25年法律第202号。以下「法」という。)が平成18年に改正され、建築士事務所の情報開示の一環として、建築士事務所の開設者は、設計等の業務に関する報告書(以下「業務報告書」という。)を、<u>毎事業年度経過後3か月以内</u>に都道府県知事に提出すること、都道府県知事は提出された業務報告書を一般の閲覧に供することが義務付けられ、平成19年6月20日に施行されました。

#### (設計等の業務に関する報告書)

- 第23条の6 建築士事務所の開設者は、国土交通省令で定めるところにより、事業年度 ごとに、次に掲げる事項を記入した設計等の業務に関する報告書を作成し、毎事業年 度経過後三月以内に当該建築士事務所に係る登録をした都道府県知事に提出しなけれ ばならない。
  - 一 当該事業年度における当該建築士事務所の業務の実績の概要
  - 二 当該建築士事務所に属する建築士の氏名
  - 三 前号の建築士の当該事業年度における業務の実績(当該建築士事務所におけるものに限る。)
  - 四 前三号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項(※)
    - ※建築士法施行規則第20条の3
      - ①所属建築士の種別、管理建築士はその旨、登録番号及び定期講習受講年月日など
      - ②構造・設備設計一級建築士はその旨、交付番号及び定期講習受講年月日など
      - ③管理建築士による意見の概要(法第24条第4項によるもの)

(登録簿等の閲覧)

#### 第23条の9

都道府県知事は、次に掲げる書類を一般の閲覧に供しなければならない。

- 一 登録簿(※)
- 二 第23条の6の規定により提出された設計等の業務に関する報告書
- 三 その他建築士事務所に関する書類で国土交通省令で定めるもの
  - ※一般社団法人兵庫県建築士事務所協会が指定事務所登録機関として閲覧事務を行っています。

## 本制度の趣旨

本制度は、「建築主にとって建築士事務所を選択するための十分な情報開示がなされていない。」との反省から、消費者ニーズに応えていくために創設されたものです。

制度の趣旨を踏まえ、消費者の方に分かりやすい記入をお願いします。



#### 〇提出時期

事業年度終了後3か月以内に提出してください。業務実績がない場合も、提出は必要です。

事業年度の考え方は、次のとおりです。(下図参照)

個人事務所:1月1日~12月31日

法人事務所:各事業年度



A建築士事務所(個人) (12月末決算)

事業年度期間

1月1日~12月31日



B建築士事務所(法人) (3月末決算)

事業年度期間

4月1日~3月31日



C建築士事務所(法人) (9月末決算)

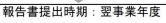
事業年度期間

10月1日~9月30日

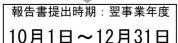


報告書提出時期:翌事業年度

1月1日~3月31日



4月1日~6月30日



#### 〇提出先

兵庫県ホームページ内の兵庫県電子申請共同運営システム(e‐ひょうご)からオンラインにより提出してください。提出方法は、21ページからの説明を御覧ください。

インターネット環境がないなどやむを得ない場合は、郵送又は窓口提出でも受け付けますが、できるだけオンラインにより提出してください。

オンライン提出の場合は、副本への受付印の押印に代えて受付完了通知をメールで送信 します(25ページ)。

郵送提出・窓口提出先

〒650-8567

兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県まちづくり部建築指導課 管理班

【郵送提出時注意事項】

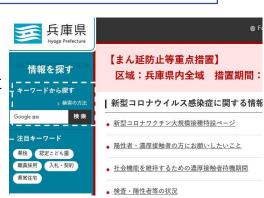
- ・朱書で「設計等の業務に関する報告書在中」と記入してください。
- ・控えが必要な方は、正副2部と返信用封筒(切手貼付)を同封してください。

【窓口提出時注意事項】

- ・提出日の2開庁日前までに、電話又はメールで予約をお願いします。
- ・控えが必要な方は、正副2部を提出してください。

#### 〇提出様式

兵庫県のホームページからダウンロードしてください。 ホームページの「キーワードから探す」下部の検索欄に 「設計等の業務に関する報告書」と入力して検索して ください。



#### 〇提出が必要な書類

建築士事務所としての業務実績の有無等に応じて必要な様式が異なります。次の表で必要な様式を確認し、不足がないよう提出してください。

#### 【事業年度中に業務実績がある場合】

	所属建築士が1人 (管理建築士のみ)		所属建築士が2人以上	
区分	開設者と管	開設者と管理建築士が		理建築士が
	同じ場合	異なる場合	同じ場合	異なる場合
第一面	$\bigcirc$	0	$\bigcirc$	0
第二面				
第三面	0	0	0	0
第四面			0	0
第五面		$\bigcirc$		0

#### 【事業年度中に業務実績がない場合】

	所属建築 (管理建築	士が1人 色士のみ)	所属建築士が2人以上	
区分	開設者と管理建築士が		開設者と管理建築士が	
	同じ場合	異なる場合	同じ場合	異なる場合
第一面	$\bigcirc$	$\bigcirc$	$\bigcirc$	$\bigcirc$
第二面	$\bigcirc$	$\bigcirc$	$\bigcirc$	
第三面			$\bigcirc$	
第四面				
第五面				

#### 〇罰則等

#### (1) 罰則

建築士事務所の開設者が、法第23条の6の規定に違反したときは、法第40条該当による30万円以下の罰金の対象となります。

第40条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、30万円 以下の罰金に処する。

- 一~九(略)
- 十 第23条の6の規定に違反して、設計等の業務に関する報告書を提出せず、又 は虚偽の記入をして設計等の業務に関する報告書を提出したとき。
- 十一~十八(略)

#### (2) 行政処分

建築士事務所の開設者が建築士である場合、法第23条の6の規定に違反したときは、 法第10条第1項該当による懲戒の対象となります。

#### (懲戒)

- 第10条 国土交通大臣又は都道府県知事は、その免許を受けた一級建築士又は二級 建築士若しくは木造建築士が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該 一級建築士又は二級建築士若しくは木造建築士に対し、戒告し、若しくは一年以内 の期間を定めて業務の停止を命じ、又はその免許を取り消すことができる。
  - 一 この法律若しくは建築物の建築に関する他の法律又はこれらに基づく命令若 しくは条例の規定に違反したとき。
  - 二業務に関して不誠実な行為をしたとき。

#### 2~6 (略)

#### 〇よくある質問

設計等の業務に関する報告書の全般に関するよくある質問を記載しています。 第一面から第五面の各面の記入に当たっては、7ページからの説明を御覧ください。

5	一山から弟五山の各山の記入に当たつ(	. は、/ページからの説明を御覧くたさし
	質問	回答
	Q1 業務報告書は何を参考に記入すればよいですか。	A1 業務報告書は、いわゆる「業務記録台帳」と呼ばれる法第24条の4に規定された帳簿に基づいて記入することとなります。 業務記録台帳には業務報告書に記入すべき事項が記入されており、法24条の6の規定により建築士事務所に備え置く義務がある「閲覧に供する書類」と連動します。
	Q2 「業務報告書」と「閲覧に供する書類」 の関係はどう理解したらよいですか。	A2 「業務報告書」は、知事が一般の閲覧に供するもので、「閲覧に供する書類」は、事務所が依頼者の希望に応じ閲覧に供するものです。いずれも開設者は、決算期から3か月以内に作成し、提出又は閲覧を行わなければなりません。
	Q3 業務報告書は何年間、一般の閲覧に供 されるのですか。	A3 提出を受けてから5年間保存し、閲覧 に供します。
	Q4 「閲覧に供する書類」は、建築士事務 所の開設者として何年間備え置き、閲 覧に供さなければならないのですか。	A4   書類を3年間備え置き、閲覧に供しなければなりません。 書類を備え置かず、若しくは閲覧させず、又は虚偽の記載のある書類を備え置き、若しくは閲覧させたときは、法第40条該当による30万円以下の罰金の対象となります。
	Q5 令和4年4月に建築士事務所を開設し、 法人の決算期は6月末です。いつから 業務報告書を提出すればよいですか。	A5 決算期から3か月以内(令和4年9月 末まで)に、令和4年4月から6月を 対象に業務報告書を提出してください。 翌年度からは、毎年7月から9月の間 に、7月から翌年6月を対象に業務報 告書を提出してください。

質問	回答
Q6 元請ではなく下請として受注した業務 についても記入が必要ですか。	A6 元請として行った業務だけでなく、元 請建築事務所から委託を受けた業務に ついても記入してください。詳しくは 10ページを確認してください。
Q7  業務報告書に添付書類として必要なものはありますか。	A7 提出すべき添付書類はありません。建 築士免許証の写しや定期講習の修了証 の写し等は添付しないでください。
図8 所属建築士などで変更事項があった場合、業務報告書を提出すれば、他の書類の提出は不要ですか。	A8 事務所登録の内容の変更は、業務報告書の提出とは別に、法23条の5の規定による「変更届書」を(一社)兵庫県建築士事務所協会に届け出る必要があります。

# **MEMO**

# 2 設計等の業務に関する報告書 記入要領

## ※第一面は全ての事務所で提出が必要です。

第六号の二書式 (第二十条の三関係) (A4)

#### 建築士法第23条の6の規定による設計等の業務に関する報告書

(第一面)

建築士法第23条の6の規定により、設計等の業務に関する報告書を提出します。この報告書の記載事項は事実に相違ありません。

兵庫県知事殿

令和3年度分の場合は、次の記載となり ます。

#### 【個人事業主】

令和3年1月1日~令和3年12月31日 ※個人事業主の方は、上記のとおり記入し てください。

事業期間を変更することはできません。 【法人】

例:決算期が3月末の法人

令和3年4月1日~令和4年3月31日

一級 01A+5桁の数字

二級 02A+//

木造 03A+//

提出日又は郵送日

令和〇〇年2月1日

(一級) 建築士事務所 (兵庫県) 知事登録 第 01A00×××号 建築士事務所の名称 株式会社兵庫建築一級建築士事務所

所在地 **神戸市中央区下山手通**〇〇-ΔΔ

電 話 **ΔΔΔ-×××-**0000

メールアドレス

@

開設者の氏名 株式会社兵庫建築 代表取締役 兵庫 太郎

(個人の場合) 兵庫 花子

事業年度 令和OO年1月1日~令和OO年12月31日

[記入注意] 建築士事務所の開設者が法人である場合には、法人の代表者の氏名も併せて記載すること。

## ※第二面は全ての事務所で提出が必要です。

(第二面)

## ※業務実績が<u>ある</u> 場合の記入例

#### 建築士事務所の業務の実績

[記入注意]

1 当該事業年度 2 〔例〕	1#\(\frac{1}{2}\) \(\frac{1}{2}\) \(\frac{1}{2							
兵庫県	共同住宅	鉄筋コンクリート造 五階建延 700 ㎡	設計及び 工事監理	2007. 2. 1 2007. 10. 3				
建築物所在地 都道府県	建築物の用途	構造及び規模	業務内容	期間				
兵庫県	専用住宅	木造 2 階建 延 100 ㎡	増築設計及び 工事監理	2021.12.15~ 2022.7.31				
兵庫県	中学校	鉄筋コンクリート造 3階建 延 4,000 ㎡	耐震調査 補強設計	2021.7.1 ~ 2021.12.1				
大阪府	店舗併用住宅	木造3階建 延 230 m	設計及び 工事監理	2021.6.15~ 2021.9.30				
建築確認上の用途を記入してください。	共同住宅	鉄筋コンクリート造 6階建 延 8,000 ㎡	設計	2021.4.1 ~ 2021.6.1				
兵庫県	事務所	鉄骨鉄筋コンクリート造 8階建 延 7,000 ㎡	設計及び 工事監理	2020.4.1 ~ 2021,12.31				
- すので、個人 物の名称、「(	一般の閲覧の対象となりま 青報保護の観点から、建築 ○○邸」、「○○市○丁目 記入しないでください。			を受けた契約を記入してくい。				
入 設 の		送務内容(設計・工事監理・その人してください。 公計・工事監理業務については全の他の業務については主要な業務型案件に係る業務等)を記入して	ての業務を記入し、そ (中高層建築物など大					

次のページの記入方法も確認してください。

#### 【第二面の記入方法】

1 記入すべき業務の範囲

記入すべき業務の範囲は、<u>建築士事務所として依頼を受けた(受託契約を締結した)</u> 建築士資格を持つ者が関与した「建築物の設計」、「工事監理」及び法第 21 条に定める 「その他の業務」です。

- (1) 「建築物の設計」及び「工事監理」については、補助的な業務であっても携わった業務全てについて記入してください。「建築物の設計」には、建築主から直接に設計の委託を受けた場合のほか、元請建築士事務所からの下請業務として設計の一部を行った場合を含みます。(構造設計だけ、設備設計だけを受託する場合など)
- (2) 下請で行った案件については、業務内容欄に「設計補助」と記入してください。
- (3) 「工事監理」には、工事監理だけの依頼を受けた場合は「工事監理」と、設計と併せて依頼を受けた場合は「設計及び工事監理」と記入してください。
- (4) 「施工」だけを行った場合は記入不要です。
- (5) 「その他の業務」には、次の業務などがあります。(法第21条)
  - ア 建築工事契約に関する業務
  - イ 建築工事の指導監督
  - ウ 建築物に関する調査又は鑑定(耐震や腐食度合い等の診断等)
  - エ 建築に関する手続の代理(いわゆる代願)
    - ※ 下請、一部改修なども記入してください。
    - ※ 「設計・工事監理」に付随して行われる「その他の業務」については、主たる 受託業務である「設計・工事監理」に含めて差し支えありません。
    - ※ 「その他の業務」については、代表的なものを1件記入し、「他○件」として まとめて記入しても構いません。
- (6) 内装設計に関しては、「構造及び規模」欄には、規模(延面積)だけの記入で構いません。また、「業務内容」欄には、通常の設計及び工事監理と区別して、「内装設計」と記入してください。
- (7) 第二面に記入した実績は、第四面に漏れなく記入してください。
- 2 記入単位の基本的考え方

設計、工事監理、その他の業務の委託を受ける場合、複数或いは複合的な業務形態 となる場合が多々あります。

そうした場合の記入単位の考え方は、次のとおりです。

契約単位 → 敷地単位 → 建築確認単位 → 建物単位

#### 3 記入方法

#### (1) 「構造及び規模」欄

複合構造の場合は主要(過半)の構造を、増改築の場合は増改築面積を記入してください。

#### (2) 「業務内容」欄

- ア 業務内容は、「設計」、「工事監理」、「その他の業務」の大区分を念頭に、具体的 業務を記入してください。
- イ 「設計」の場合、新築設計にあっては単に「設計」と、増築、改築、耐震補強 の設計にあっては「増築設計」、「改築設計」、「耐震設計」等と記入してください。 平面図を起こす内装設計にあっては、「内装設計」と記入してください。
- ウ その他の業務としては、「定期調査報告」、「耐震診断」、「その他既存建築物の法 適合性に関する調査」、「手続の代理(代願)」などと記入してください。

#### (3) 記入事例

次の各事例における設計事務所の事業年度期間は4月1日~3月31日です。

ア 一件の受託契約において複数年にわたり建築物の設計等を行った場合の記入方法 (例1) 新築マンションについて、1年目(2020年5月1日~2021年3月31日)に 設計、2年目(2021年4月1日~2022年2月28日)に工事監理を行った場合

#### ○2020 年度分業務報告書

建築物所在地 都 道 府 県	建築物の用途	構造及び規模	業務内容	期間
兵庫県	共同住宅	鉄筋コンクリート造 延8,500 ㎡ 地下1階 地上10 階建	設計	2020. 5. 1 ~ 2022. 2.28

#### ○2021 年度分業務報告書

建築物所在地 都 道 府 県	建築物の用途	構造及び規模	業務内容	期間
兵庫県	共同住宅	鉄筋コンクリート造 延8,500 ㎡ 地下1階 地上10 階建	設計及び工事監理	2020. 5 . 1 ~ 2022. 2 . 28

※ 2年以上にわたる契約の場合、<u>初年度は行った業務だけを、次年度以降は前年度分の</u> 業務も含めて記入してください。 イ 一件の受託契約において複数の建築物の設計等を行った場合の記入方法

(例1) 一契約で、一団の土地に複数の建築物の設計等を行った場合

① 一団の土地の4棟からなるマンションの新築

建築物所在地 都 道 府 県	建築物の用途	構造及び規模	業務内容	期間
兵庫県	共同住宅	鉄筋コンクリート造 延8,500 ㎡ 地下1階 地上10 階建 鉄筋コンクリート造 延4,200 ㎡ 地下1階 地上6 階建 鉄筋コンクリート造 4 階建 延2,000 ㎡ 鉄骨造(駐車場棟) 3 階建 延1,500 ㎡	設計及び工事監理 設計及び工事監理 設計 設計 設計	2021. 4. 1 ~ 2022. 1.31

※ 一群のマンションは、まとめて記入可。小規模付属建築物は省略可(以下同)。

#### ② 一団の土地の2棟からなる工場の改築設計+工事監理

建築物所在地 都 道 府 県	建築物の用途	構造及び規模	業務内容	期間
兵庫県	工場	鉄骨造(工場等) 2 階建 延 12,000 ㎡ 木造(事務所棟) 2 階建 延 280 ㎡	改築設計及び 工事監理	2021. 5 . 1 ~ 2022. 3 . 31

※ 一事業所の複数建築物群は、まとめて記入可。

#### (例2) 一契約で、複数の土地に複数の建築物の設計等を行った場合

① 離れた土地のマンションの新築設計+工事監理

(一箇所は2棟、もう1箇所は1棟の場合)

建築物所在地 都 道 府 県	建築物の用途	構造及び規模	業務内容	期間
兵庫県	共同住宅	鉄筋コンクリート造 6 階建 延3,000 ㎡ 鉄筋コンクリート造 3 階建 延900 ㎡	設計及び工事監理	2021. 4. 1 ~ 2021. 10. 31
兵庫県	共同住宅	鉄筋コンクリート造 10 階建 延8,500 ㎡	設計及び工事監理	2021. 5 . 1 ~ 2021. 11. 5

- ※ 建築場所が離れている場合は、それぞれ行を変えて記入。
  - 一敷地のマンションはまとめて記入可。

#### ② 一箇所、一団の建売住宅地に、木造2階建住宅8棟の設計を行った場合

建築物所在地 都 道 府 県	建築物の用途	構造及び規模	業務内容	期間
兵庫県	戸建住宅	木造 2階建 100~135 ㎡ 計8棟	設計	2021. 4. 1 ~ 2021. 10. 31

※ 連続した一団の住宅地(連担した区画など)での木造2階建住宅(在来、2×4、壁工法等)は、まとめて記入可。

③ 場所の離れた二箇所の建売住宅地に、それぞれ3棟と5棟の木造2階建住宅の 設計及び代願を行った場合

建築物所在地 都 道 府 県	建築物の用途		構造及び規模	業務内容	期間
兵庫県	戸建住宅	木造2階建	各 90~110 m² 計 3 棟	設計及び代願	2021. 4. 1 ~ 2021. 10. 31
兵庫県	戸建住宅	木造2階建	各 90~110 ㎡ 計 5 棟	設計及び代願	2021. 5 . 1 ~ 2021. 11. 5

- ※ 離れた住宅地での木造2階建住宅は、住宅地ごとにそれぞれ行を変えて記入。
  - (例3)場所の離れた二箇所の建売住宅地に、木造2階建、木造3階建、鉄骨造3階建の住宅の設計及び工事監理を行った場合

一箇所は木造2階建1棟、木造3階建2棟、鉄骨造3階建2棟 他の一箇所は、木造2階建2棟、木造3階建3棟、鉄骨造3階建5棟

建築物所在地 都 道 府 県	建築物の用途	構	<b>靠造及び規模</b>		業務内容	期間
兵庫県	戸建住宅	木造3階建 1	100 m² 120~140 m² 140~150 m²	2棟 2棟	設計及び工事監理	2021. 4. 1 ~ 2021. 10. 31
兵庫県	戸建住宅	木造3階建 1	130 m² 120~140 m² 140~150 m²	2棟 3棟 5棟	設計及び工事監理	2021. 5. 1 ~ 2021. 11. 5

- ※ 離れた住宅地での戸建住宅は、住宅地ごとにそれぞれ行を変えて記入。 一団の住宅地での複数の建築物は、構造及び規模でまとめて記入可。
  - (例4) 病院の増築設計と耐震調査を行った場合

(増築は鉄骨3階建、増築面積300 m<sup>2</sup>、調査は本館鉄筋コンクリート造10,000 m<sup>2</sup>)

建築物所在地 都 道 府 県	建築物の用途	構造及び規模	業務内容	期間
兵庫県	病院	鉄骨造 3 階建 増築 300 ㎡	増築設計	2021. 4. 1 ~ 2021. 10. 31
兵庫県	病院	鉄筋コンクリート造 6 階建 10,000 ㎡	耐震調査	2021. 5 . 1 ~ 2021. 11. 5

※ 増築設計の場合は、増築に係る面積を、改修の場合は改修面積を記入。 業務対象と内容が異なる場合は、2行で記入。

まとめての記入に疑義がある場合は、建築物ごと(棟ごと)に記入してください。

# ※第二面は全ての事務所で提出が必要です。

(第二面)

## ※業務実績が<u>ない</u> 場合の記入例

#### 建築士事務所の業務の実績

[記入注意]

- 1 当該事業年度における直近のものから順次記入してください。
- 2 〔例〕

兵庫県	共同住宅	鉄筋コンクリート造 五階建延 700 ㎡	設計及び 工事監理	2007. 2. 1 2007. 10. 3
建築物所在地 都道府県	建築物の用途	構造及び規模	業務内容	期間
	実績なし			

## ※第三面は全ての事務所で提出が必要です。

(第三面)

### 所属建築士名簿

氏 名	一級建築士、	登録番号	登録を	建築士法	構造設計一	構造設計	建築士法
	二級建築士		受けた	第 22 条の	級建築士又	一級建築	第 22 条の
	又は木造建		都道府	2 第 1 号	は設備設計	士証又設	2 第 4 号
	築士の別及		県名	から第3	一級建築士	備設計一	及び第5
	び管理建築		(二級	号までに	である場合	級建築士	号に定め
	士である場		建築士	定める講	にあっては、	証の交付	る講習の
	合にあって		又は木	習のうち	その旨	番号	うちそれ
	は、その旨		造建築	直近のも			ぞれ直近
			士の場	のを受け			のものを
	があった場合は、		合)	た年月日			受けた年
が方がるように	記入してください 	0					月日
神戸 健太	一級	12345		2021.8.1			
	管理建築士						
	(2021.9.1~)						
西宮 築子	一級	67890		2021.9.10	構造設計一	12345	2021.8.1
	管理建築士				級建築士	,	
	(~2021.8.31)				■ 構造設計・設		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
宝塚 吾郎	二級	11223	兵庫県	2021.10.20			を記入してくだ
					さい。		
加古川 七雄	二級	34455	大阪府	2022.5.10			
(2021.9.30退職)							
	— 4п	00770	C 幸福	0000 0 10			
豊岡 百子	二級	66778	兵庫県	2020.3.10			
					・木造建築士の定	期講習のうち、	
				直近の受講年	F月日を記入して	ください。	
	<b>5</b> 名			一 級	建築士	2	<u>「</u> 名
				一级	建築士	3	 名
報告年度に所属していた全ての建築士を記入してく 年度途中に採用、退職、資格取得された方について				`#-	建築士	-	名
7	i、巡戦、貝俗取行 i,資格取得)と記力			<sup>7</sup>		 : 1	 名
							名
的 / m / m / m / m / m / m / m / m / m /							

次のページの記入方法も確認してください。

#### 【第三面の記入方法】

1 「登録番号」欄

建築士免許の登録番号を記入してください。同一人物で、建築士免許登録の種別が複数ある場合には、上位級のみ記入してください。

- 2 「建築士法第22条の2第1号から第3号までに定める講習のうち直近のものを受けた年月日」「建築士法第22条の2第4号及び第5号に定める講習のうちそれぞれ直近のものを受けた年月日」欄
  - (1) 当該講習は、平成20年11月施行の建築士法改正により、建築士事務所に属する 建築士に対し受講が義務付けられた定期講習のことです。

建築士法第22条の2各号に定める講習とは、次の講習です。

- ・第1号から第3号:「一級/二級/木造建築士定期講習」
- ・第4号:「構造設計一級建築士定期講習」
- ·第5号:「設備設計一級建築士定期講習」
- (2) 「直近のものを受けた年月日」とは、定期講習修了証に記載された「修了年月日」です。

## ※第四面は業務実績があり、2人以上の所属建築士がいる場合に提出が必要です。

(第四面)

#### 所属建築士の業務の実績

#### [記入注意]

1 所属建築士の当該事業年度における業務の実績を、当該建築士事務所におけるものに限って、直近のものから順次記入してください。

#### 2 〔例〕

兵庫 太郎	兵庫県	共同住宅	鉄筋コンクリート造 五階建延 700 ㎡	設計及び 工事監理	2007. 2. 1 2007. 10. 3
所属建築士 の氏名	建築物所在地 都道府県	建築物の 用途	構造及び規模	業務内容	期間
神戸 健太	兵庫県	中学校	鉄筋コンクリート造 3階建 延 4,000 ㎡	耐震調査	2021.7.1 ~ 2021.12.1
"	兵庫県	事務所	鉄骨鉄筋 コンクリート造 8階建 延 7,000 ㎡	意匠設計及び 工事監理	2020.4.1 ~ 2021.12.31
西宮 築子	兵庫県	中学校	鉄筋コンクリート造 3階階建 延 4,000 ㎡	補強設計	2021.7.1 ~ 2021.12.1
"	兵庫県	共同住宅	鉄筋コンクリート造 6階階建 延 8,000 ㎡	設計	2021.4.1 ~ 2021.6.1
"	兵庫県	事務所	鉄骨鉄筋 コンクリート造 8階階建 延 7,000 ㎡	構造設計	2020.4.1 ~ 2021.12.31
宝塚 吾郎	兵庫県	専用住宅	木造3階建 延100 ㎡	増築設計 及び 工事監理	2021.12.15~ 2022.7.31
"	大阪府	店舗併用 住宅	木造3階建 延230 ㎡	工事監理	2021.6.15~ 2021.9.30
加古川七雄	大阪府	店舗併用 住宅	木造3階建 延230 m	設計	2021.6.15~ 2021.9.30
豊岡 百子	実績なし				
所属建築	  士ごとに実績を記入 	してください。			

# 次のページの記入方法も確認してください。

#### 【第四面の記入方法】

- 1 記入すべき業務の範囲
  - (1) この様式での報告は、所属する各建築士がどのような建築物の設計等を行ったかの業務実績を情報開示していくためのものです。

したがって、<u>第二面に記入した建築士事務所の業務実績について、どの所属建築</u> <u>士が行ったかが分かるように記入してください。</u>

(2) 建築確認申請書の「3.設計者」欄の「代表となる設計者」となっている建築物案件のほか、「その他の設計者」となっているものも記入してください。

#### 2 各欄の記入方法

- (1) 一の建築物について、例えば意匠設計をA建築士、構造設計をB建築士、設備設計をC建築士が行った場合は、A・B・Cそれぞれの建築士の実績として当該建築物について記入し、「業務内容」欄に「設計及び工事監理(意匠)」等と、それぞれの建築士が受け持った分野を()書で記入してください。
- (2) 「建築物所在地都道府県」から「期間」までの各欄の記入方法については、第二面と同じです。
- (3) 途中で担当者が変わっている場合は、担当者ごとに一行ずつ記入してください。 「業務内容」「期間」欄には、それぞれ実際に担当していた業務内容、期間を記入してください。

## ※第五面は開設者と管理建築士が異なる場合に提出が必要です。

(第五面)

## ※意見があった 場合の記入例

## 管理建築士による意見の概要

[記入注意]

当該事業年度における直近のものから順次記入してください。

total manufacture of		itinat to make
管理建築士の	   建築士事務所の開設者に対して述べられた意見の概要	当該意見が
氏 名	建采工事物別の開政者に対して処へり40に息兄の慨安	述べられた日
神戸 健太	依頼を受けた戸建住宅については、宝塚吾郎を担当とするよ	2021.12.10
	う意見を述べた。	
西宮 築子	依頼を受けた戸建住宅については、十分な設計業務の期間	2021.6.5
	を確保して契約するよう意見を述べた。	

## ※第五面は開設者と管理建築士が異なる場合に提出が必要です。

(第五面)

## ※意見が<u>なかった</u> 場合の記入例

## 管理建築士による意見の概要

[記入注意]

当該事業年度における直近のものから順次記入してください。

管理建築士の 氏 名	建築士事務所の開設者に対して述べられた意見の概要	当該意見が 述べられた日
神戸 健太	該当なし	
西宮 築子	該当なし	

# 3 設計等の業務に関する報告書 提出方法

#### 〇提出方法

①兵庫県電子申請共同運営システム(e-ひょうご)のページを開いてください。

https://www.e-hyogo.elg-front.jp/hyogo/navi/index.html



③「組織別検索」内にある「建築指導課」をクリックしてください。

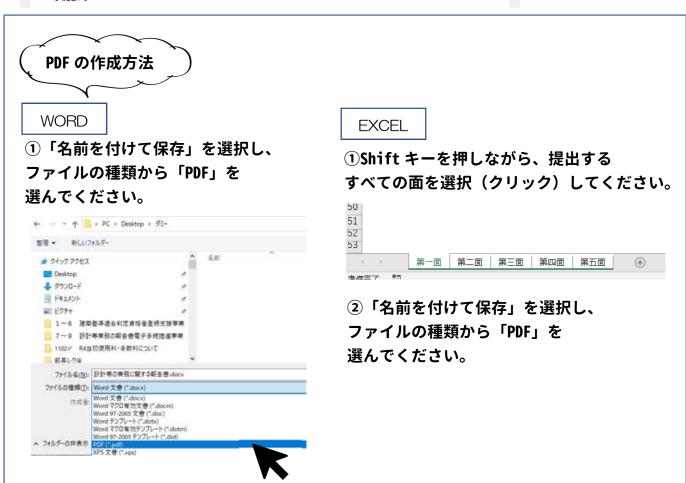


**④「設計等の業務に関する報告書」をクリックしてください。** 



#### ⑤項目を入力し、業務報告書(PDF)をアップロードしてください。





#### **⑥ページ最下部の「申し込み内容確認」をクリックしてください。**



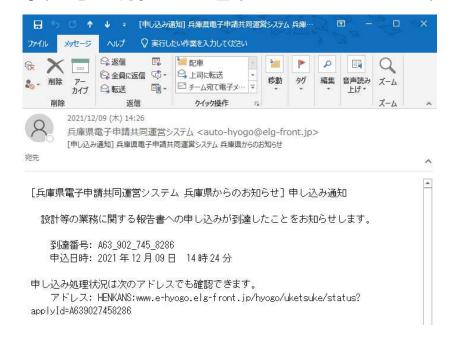
**⑦申し込み内容を確認し、修正がなければ「申し込む」をクリックしてください。** 



⑧申し込みが完了すると、到達番号・問合せ番号が表示されます。 問合せの際に必要になりますので、控えておいてください。

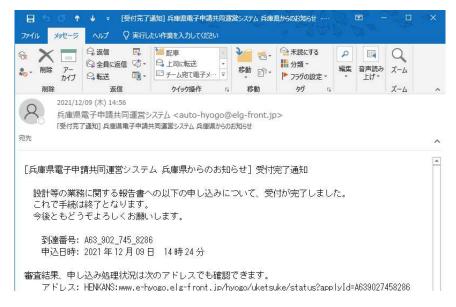


⑨申し込みが完了すると、登録したメールアドレスに「申し込み通知」をお送りいたします。



#### <申し込みの完了後、補正がない場合・補正が完了した場合>

⑩「受付完了通知」をお送りいたします。

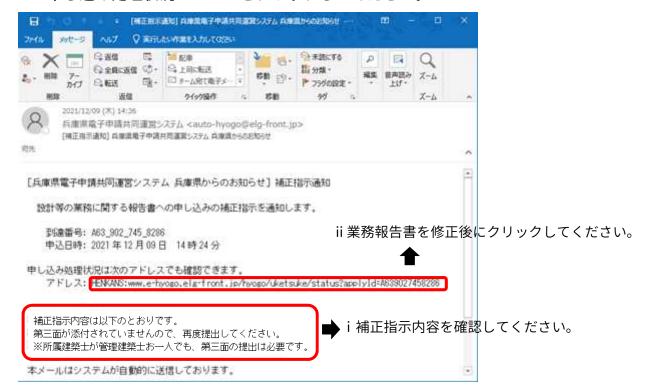


受付完了通知が 「受付印」の代わりに なりますので、大切に保管 してください。

⑪手続は以上となります。御提出ありがとうございました。

#### <申し込みの完了後、補正がある場合>

- **⑫** 登録したメールアドレスに「補正指示通知」をお送りいたします。
  - i 補正指示内容を確認し、業務報告書を修正してください。
    - ※補正指示があった面だけではなく、提出の必要がある全ての面を PDF にしてください。
  - ii 申し込み処理状況のURLをクリックしてください。



③ ⑧で控えておいた、到達番号と問合せ番号を入力し、「照会」をクリックしてください。



(4) ページ最下部の「補正申請に進む」をクリックしてください。



⑤ 修正した業務報告書(PDF)をアップロードし、「申し込み内容の確認に進む」をクリックしてください。





## ⑯ 「申し込む」をクリックしてください。



- ⑧に戻ります。
- ※ 場合によっては、別途問合せをする場合があります ので、その際は、②~⑥を繰り返してください。

## 4 問合せ先

この手引を御確認いただき、不明な点がある場合は、事項に応じて問い合わせてください。

事項	問合せ先
・設計等の業務に関する報告書に関すること。	兵庫県まちづくり部 建築指導課管理班 E-mail:kenchikushidouka@pref.hyogo.lg.jp 電話番号:078-362-3605
・建築士事務所の登録(新規・更新)に関すること。 ・建築士事務所の変更の届出に関すること。 ・建築士事務所の廃業等の届出に関すること。 ・建築士事務所の登録証明に関すること。	一般社団法人 兵庫県建築士事務所協会 E-mail: info@hyogo-aaf.org 事務所登録専用メールアドレス: touroku-jimu@hyogo-aaf.org 電話番号:078-351-6779